

法定後見制度

本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度

現行の制度

事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている

対象者の能力

不十分

著しく不十分

欠く常況

制度

補助

保佐

後見

支援を行う者

補助人

保佐人

後見人

支援の内容

特定の行為の代理

重要な財産上の行為の一部の取消し

特定の行為の代理

重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し

包括代理

日常行為以外の行為の全部の取消し

必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択

見直し後の制度

適用範囲の拡大

廃止

対象者の能力

不十分

欠く常況

制度

補助

選択可

必要とする支援の内容

代理

取消し

取消しの特則

特定の行為の代理

重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し

重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し

必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択

制度

代理権付与の審判

要同意事項の審判

特定補助人をする処分の審判

支援を行う者

補助人

補助人

特定補助人

支援を行う者の権限

特定の行為の代理権

特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権

特定の重要な財産上の行為の取消権

+意思表示の受領・保存行為